

平成31年度 学校いじめ防止基本方針

1 本校におけるいじめ防止への基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権を著しく侵害し、児童の心身の健全な育成を阻害し、人格形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。また、いじめは、いつでも、どこからでも、どの児童にも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得る危険性をはらんでいる。そして、いじめの有無の判断は、いじめを受けている児童の気持ちによる。

こうした事実をふまえて、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめは、どの学校・どの児童にも起こり得る」ことを念頭に、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの早急な対処措置」について共通理解を図り、学校として組織的に対応していく。

特に本校においては、いじめの未然防止と早期発見を重点として、全教育活動をとおして取り組むとともに、いじめが発生した場合は、児童の人権を最大限に重視し、学校・家庭・地域はもとより、教育委員会はじめ関係機関との連携のもと、いじめの解消に向けて早急かつ全力で適切な対応に取り組むようにする。

2 いじめ未然防止のための取り組み

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを重要課題とし、全教育活動をとおして豊かな心の育成や規範意識の醸成を図り、いじめを憎み、許さない児童を育てる。

(1) 教育活動をとおした取り組み

①いじめを許さない指導の徹底

- ・きめ細かな児童理解による日常の教育活動を実践するとともに、いじめを許さない指導の徹底を図る。
- ・児童同士のけんかやふざけ合いを見逃さず、双方の話に耳を傾け、いじめに発展することのないようにする。

②道徳教育の充実

- ・各学年において道徳教育の充実を図るとともに、特に「友情・信頼・助け合い」や「思いやり・親切」また「生命の尊重・自尊感情」や「公正・公平・正義」等の豊かな心を育てる。

③集団活動の推進

- ・学校行事や異学年交流活動等をとおして多くの人々との関わり、ふれあう体験を積み重ねながら、絆や望ましい人間関係づくりを推進する。

④生徒指導・学級経営の充実

- ・望ましい生活習慣を身に付けさせるとともに、日常生活をとおして規範意識の醸成を図るとともに、児童一人一人の活動の場や居場所づくりに努める。

⑤情報教育の推進

- ・総合的な学習における情報教育や「情報モラル教室（外部指導者の招聘）」を実施し、インターネット等によるいじめについて学習し、未然防止に努める。

⑥いじめ未然防止啓発の推進

- ・いじめ防止に関する作文や標語の作成等をとおした啓発活動による、いじめの未然防止に努める。

⑦いじめ防止に向けた保護者、地域等への啓発

- ・「学校いじめ防止基本方針」を本校のホームページに掲載したり、入学時や年度当初の懇談会において説明したりして、協力体制を構築する。

(2) 教職員の指導力向上と家庭・地域等との連携に関する取り組み

①「分かる授業」の実践

- ・楽しく「分かる授業」の実践をとおして、児童個々に活動の場を与えながら、学校を楽しく居がいのある場にし、自己有用感を育てる。

②校内研修における取り組み

- ・いじめの実態や教育相談等に関する校内研修を実施し、いじめ対策に関する資質の向上を図るとともに、本校の実態に則した指導の改善に努める。

③家庭・地域・関係諸機関との連携

- ・学校だよりはもとより、学級だよりや学級懇談会等の機会をとおして、いじめの未然防止に関する学校の考え方等を広報し、保護者・地域との協力体制を構築する。また、常に関係諸機関との連携を図りながら、いじめの未然防止に努める。

3 早期発見に向けた取り組み

いじめを未然に防止するため、日常的に児童個々の実態を把握することはもとより、定期的な対策会議および実態調査を実施し、いじめの早期発見に努める。

(1) 「いじめ防止対策会議」

①構成員

- ・校長、教頭、(主幹教諭)、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任
特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教育相談員、その他校長が必要と認める者

②会議内容

- ・本校のいじめ防止基本方針に関すること。
- ・いじめの未然防止に関すること。
- ・いじめの早期発見に関すること。
- ・いじめ事案に対する対応に関すること。

③開催期日

- ・定例会（4月・6月・9月・11月・1月・3月）
- ・臨時会（いじめ事案発生時に緊急会議開催）

（2）いじめ等に関する実態調査

①調査対象

- ・全児童（必要に応じて保護者）

②調査内容

- ・いじめや悩みに関する実態調査

③実施回数

- ・年3回（7月、12月、2月 必要に応じ随時）

（3）日常における情報収集

①全教職員による児童観察と「報告・連絡・相談」の徹底

②個人面談（児童・保護者）の実施

③教育相談体制の充実（教育相談員等との連携）

④連絡帳の活用

（4）調査研究の推進

- ・職員研修を実施し、事例研修や発見、解決に向けた取り組みを研究し、資質を高め、いじめ防止に活かす。

4 いじめに対する具体的措置

いじめを発見した場合は、迅速に事実確認を実施するとともに、その解決に向け、組織的な対応および指導を実施する

（1）迅速な事実確認

①いじめ事案の報告

- ・発見者（情報受信者）は、直ちに教務主任・教頭・校長へ報告する。

②報告に基づく対応（緊急対応会議開催等）

（2）緊急対応会議

①構成員

- ・校長、教頭、（主幹教諭）、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任
特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教育相談員、および該当児童担任、その他校長が必要と認める者

②会議内容

- ・情報収集と事実確認（日時・場所・関係児童・いじめの様態等について、該当児童および周辺児童等への聞き取り）
- ・事実確認に基づく具体的な対応策の決定

③全教職員への周知と該当児童保護者との面談等

（3）組織的対応の実施

①被害児童への対応

・つらさや苦しさへの共感的理解と解決までに必要な指導・支援。

②加害児童への対応

・いじめの不条理さと再発防止に向けた指導。必要に応じて適切な懲戒。

③周辺児童への対応

・いじめを止める指導と再発防止に向けた指導。

④被害児童の保護者への対応

・適切な情報提供と学校としての対応説明。並びに当該児童および保護者の意向に沿った対応。

⑤加害児童の保護者への対応

・適切な情報提供と学校としての対応説明。並びに、加害児童への今後の指導等に関する助言。

・いじめに対する措置として懲戒・出席停止制度の運用等適切な対応を行う。

⑥いじめの解消に向けた迅速な対応

・いじめの解消に向けては、より一日も早い迅速な対応を心がけ、被害児童や加害児童双方の心のケアに努める。

・いじめの解消については、「いじめがとまっている状態が3か月継続していること」「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと」などを一つの目安として定義する。いじめの解消が確認された後も、再発防止に向けた取り組みを絶えず行っていく。

(4) 関係機関との連携（インターネットを利用したいじめを含む）

①必要に応じて所轄警察・児童相談所等、関係機関と連携し、いじめの解決および再発防止に努める。

5 重大事案への調査

児童の生命、または身体を害する重大な事案が発生した場合は、速やかに当該児童に係るいじめ調査を実施し、その結果を当該児童の保護者および学校設置者へ報告する。

【重大事態について】

- ①児童が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤30日以上欠席の場合
- ⑥児童・保護者から申し出があった場合

(1) 「いじめ等調査委員会」の設置

①構成員

- ・校長、教頭、(主幹教諭)、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任
特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教育相談員、該当児童担任および校長が必要と認める者

②調査

- ・調査用紙による調査
- ・聞き取りによる調査(関係児童・保護者)

(2) 情報の提供および調査結果の報告

①情報提供

- ・当該児童および保護者並びに関係児童および保護者に対し、調査に基づく情報を提供する。

②調査報告

- ・学校設置者(市教育委員会)へ調査結果を報告する。

(3) 調査結果を踏まえた対応

- ①調査結果に基づき、市教育委員会ははじめ関係機関との連携を図る。
- ②市教育委員会および関係機関との連携により、適切な措置を講じる。

(4) 主な関係機関

- ①久喜市教育委員会
- ②久喜市福祉課
- ③久喜市民生児童委員・主任児童委員
- ④埼玉県警久喜警察署
- ⑤埼玉県中央児童相談所